福祉避難所でのEV車両



購入日:2024-7-30 車両:日産リーフ

・EV 車両のメリット

- #1. 福祉避難所における災害時の電源供給
- #2. 通院・緊急時の移動手段
- #3. その他の災害発生時や他事業所への電源供給
- #4. SDGs・CO2 排出ゼロなどの環境配慮
- #5. 福祉事業者としての責務-(通院や送迎等で多くの車両を使用-温室効果削減の使命)

• 助成経緯

月日	対象	事業者
2020-11-19	福祉避難所協定書締結	地方公共団体
2024-1-26	福祉避難所ポータブル電源助成	地方公共団体
2024-7-30	EV 車両助成・納車	日本財団
2024-8-2~	EV 車両活用	地元街中応援委員会ほか

福祉避難所とは(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(「要配慮者」)を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」

内閣府令で定める基準(災害対策基本法施行規則第1条の9)

- ・高齢者・障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(「要配慮者」)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制 が整備されていること。
- ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 (内閣府:令和3年5月 改定福祉避難所の確保・運営ガイドライン)
- ●指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を 図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

・当法人の活動(予定)

月日	対象	目的	事業者
2024-8-2~2024-8-5	市町村街中イベント	電源供給・広報活動	市民団体
2024-9-7~2024-9-8	福祉事業者イベント	EV 車両の周知	NPO 団体
2024-10-	福祉避難所避難訓練	地域及び消防連携事業	当法人事業所
2024-10	児童福祉避難訓練	消防との避難訓練	地元子ども施設
2025-2-1	厳冬期の実践訓練	厳冬期での活用検証	当法人事業所
2025-3-1	意見交換会	要配慮者の状況	地方公共団体

